瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

　⑴　ヘルメット　自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

　　ア　一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したＳＧマーク

　　イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したＪＣＦマーク

　　ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したＣＥマーク（ＥＮ１０７８）

　　エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマーク

　　オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣマーク

　　カ　その他自転車乗車用ヘルメットの安全規格の基準を満たしていると市長が認めるもの

　⑵　児童生徒等　瀬戸市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市に記録されている者で、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金（以下「補助金」という。）の申請年度における年齢が満７歳以上満１８歳以下となる者をいう。

　⑶　保護者　児童生徒等の親権を行う者若しくは未成年後見人その他の者で児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族のうち、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。

　⑷　高齢者　瀬戸市に住所を有し、住民基本台帳法により本市に記録されている者で、補助金の申請年度における年齢が満６５歳以上となる者をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

　⑴　自転車の安全な利用に関する理解を深めるよう努める者

　⑵　過去に同一の補助金の適用を受けていない者（他の自治体で、愛知県との協調によるヘルメット購入に係る補助金の適用を受けていない者を含む。）

　⑶　同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

　⑷　申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合、市に対して補助金を返還することについて了承する者

　⑸　瀬戸市暴力団排除条例（平成２３年瀬戸市条例第１２号）に定める暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

　⑹　ヘルメット購入後に事故等が発生した場合、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

　（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメットの購入に要する経費に２分の１を乗じて得た額とし、２，０００円を上限とする。

２　前項の規定により計算した補助金の額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者１人につきヘルメット１個かつ１回限りとする。

　（交付申請及び実績報告）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の申請年度の３月１５日までに、市長に提出しなければならない。

　⑴　ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類（領収書等）

　⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項に規定する申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

　（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書を受領後、速やかに瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金請求書（第３号様式）を提出するものとする。

２　市長は、前項の瀬戸市自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金請求書の提出を受けたときは、受給者に対し補助金を交付するものとする。

　（検査等）

第８条　市長は、受給者に対し補助金交付に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

　（交付決定の取消）

第９条　市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　第３条に規定する要件を満たしてないことが判明したとき。

⑵　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

　（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

　（雑則）

第１１条　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年７月１日から施行し、令和３年４月１日以後に購入したヘルメットの購入に要した経費に対して適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。